ロ　前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、前二年内の各年分において前条第一項又は第四項の規定により前二年内の各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されたもののうち、同号の居住者の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年内の各年分において前項の外国法人から受けた特例適用配当等の額がある場合には、当該特例適用配当等の額を控除した残額。次項において「間接課税済金額」という。）

第四十条の九中「居住者がその者に係る特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係る」を「前二条の規定の適用を受ける居住者の」に改める。

第四十一条第一項第四号中「その者に係る使用者（その者が第二十九条第一項に規定する給与所得者等である場合における同項に規定する使用者をいう」を「所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者に係る使用者（当該居住者が法人税法第二条第十五号に規定する役員その他政令で定める者に該当しない場合における当該支払をする者をいう」に、「当該その者」を「当該居住者」に、「又はその者」を「又は当該居住者」に改める。

第四十一条の三の二第三項第三号中「その者に係る使用者（その者が第二十九条第一項に規定する給与所得者等である場合における同項に規定する使用者をいう。以下この号において同じ）を」第四十一条第一項第四号に規定する使用者（以下この号において「使用者」という）に、「当該その者に係る」を「当該」に、「又はその者に係る」を「又は当該」に改める。

第四十一条の五第七項第一号中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第十二項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第四十一条の五の二第七項第一号中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第十二項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第四十一条の八の見出しを「（給付金の非課税）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第四十一条の九第四項中「、第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改める。

第四十一条の十二第四項中「、第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改め、同条第二十項中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に改める。

第四十一条の十三を次のように改める。

（振替国債の償還差益等の非課税等）

**第四十一条の十三**　非居住者が第五条の二第一項に規定する振替国債（以下この項及び第四項において「振替国債」という。）又は同条第一項に規定する振替地方債（以下この項及び第四項において「振替地方債」という。）につき支払を受ける償還差益（その振替国債又は振替地方債の償還（買入消却を含む。以下この条において同じ。）により受ける金額がその振替国債又は振替地方債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、所得税を課さない。

2　非居住者が平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける償還差益（その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）で当該特定振替社債等の発行をする者の第五条の三第二項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、所得税を課さない。

3　非居住者が平成十年四月一日以後に発行された第六条第四項に規定する民間国外債（以下この項及び次項において「民間国外債」という。）につき支払を受ける発行差金（その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。）で当該民間国外債の発行をする者の同条第四項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、所得税を課さない。

4　非居住者が有する振替国債、振替地方債、特定振替社債等又は民間国外債の償還により生ずる損失の額（民間国外債にあつては、その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に限る。）は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

5　前各項の規定は、第一項に規定する償還差益、第二項に規定する償還差益若しくは第三項に規定する発行差金又は前項に規定する損失の額のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

6　特定振替社債等の第二項に規定する償還差益の支払を受ける者が同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第四十一条の十六の見出しを「（同居の老親等に係る扶養控除の特例）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二条第一項第三十四号の三」を「第二条第一項第三十四号の四」に、「第八十四条第三項」を「第八十四条第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項の表を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 第八十五条第三項　老人扶養親族 | 租税特別措置法第四十一条の十六第一項（同居の老親等に係る扶養控除の特例）の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族 |
| 第百九十条第二号ハ　の規定 | 並びに租税特別措置法第四十一条の十六第一項（同居の老親等に係る扶養控除の特例）の規定 |
| 第百九十四条第一項第五号　老人扶養親族 | 租税特別措置法第四十一条の十六第一項（同居の老親等に係る扶養控除の特例）の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族 |

第四十一条の十六第三項を同条第二項とする。

第四十一条の十八第二項中「五千円」を「二千円」に改める。

第四十一条の十九の五第一項中「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る。

第四十二条の二第二項第一号中「条約」の下に「その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）」を「締約国」の下に「又は締約者」を加える。

第四十二条の三の見出しを「（罰則）」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改め、「規定する報告書」の下に「、第二十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十二項」の下に「、第三十七条の十四第十八項」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

正当な理由がなくて第二十八条の三第七項、第三十条の二第五項、第三十一条の二第七項、第三十三条の五第一項、第三十六条の三第一項から第三項まで（第三十六条の五の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第三十七条の二第一項若しくは第二項（第三十七条の四又は第三十七条の五第五項第二号の規定によりみなして適用する場合及び同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十七条の八第一項（第三十七条の九の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十一条の三第一項、第四十一条の五第十三項若しくは第十四項又は第四十一条の十九の四第十三項の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。